議 案 提 出 書

平成30年 9月19日

福島県議会議長 吉 田 栄 光 様

提出者 福島県議会議員 斎 藤 健 治

遊佐久男

小 林 昭 一

西山尚利

今 井 久 敏

渡辺義信

太田光秋

川田昌成

宮 下 雅 志

亀 岡 義 尚

神 山 悦 子

宗 方 保

西 丸 武 進

次の議案を別紙のとおり提出します。

福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数 に関する条例の一部を改正する条例

提出理由

郡山市選挙区及び喜多方市耶麻郡選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第二百十九号

福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員

の数に関する条例の一部を改正する条例

る条例 福島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関す (昭和五十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表郡山 市の 項中 九 を「十人」 に改め、 同表中

耶 喜 方 郡 市

三人 を 喜 耶 麻 方 市 郡 二人

に改める。

この条例は、 次 \mathcal{O} 般選挙から施行する。

附

則